

JPNICにおける ポリシー実装状況の報告

第37回 JPNICオープンポリシーミーティング(2019/11/27)

報告内容

- JPOPM36以降に実装勧告を受けた提案
- APNICミーティングでコンセンサスとなった提案への対応
 - APNIC48
 - APNIC47(JPOPM36でも同様の内容を報告済み)

JPOPM36以降に実装勧告を受けた提案

提案番号	提案名	JPNICでのステータス
実装勧告を受けた提案はありません		

APNIC48でコンセンサスとなった提案への対応について

 対応状況は引き続きご報告します。

APNIC48でコンセンサスとなった提案への対応

prop-131 : IPv6ポリシーの編集上の変更

- APNICのポリシーSIGメーリングリストでのコメント期間が終了(2019/10/18)
 - 現在は、APNIC理事会の承認待ちの状況
- APNICのポリシー文書の改定内容を確認後に、JPNICのポリシー文書を改定予定

APNIC47でコンセンサスとなった提案への対応

prop-128 : AS番号割り当て先組織の将来的なマルチホーム接続要件の廃止

prop-129 : IPv4アドレス返却プールの待機リストの廃止

- APNICでは改定版ポリシー文書を施行
(2019/07/02)
- JPNICにおいても同様に、関連文書を施行
(2019/09/02)

IPアドレス管理業務に関するJPNIC文書施行のお知らせ
～AS番号割り当て基準変更およびIPv4アドレス新規割り振りサイズ変更～

<https://www.nic.ad.jp/ja/topics/2019/20190902-01.html>

IPv4アドレスの割り振り(～2019/02/28)

- /8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫(103/8)から、最大/22を割り振り
- 103/8とは別に、JPNICに返却済みのIPv4アドレス在庫から、最大/22を割り振り
 - APNICでは、IANAからの再割り振りアドレスを利用
 - ただし、在庫枯渇のため待機者リストを作成

「/8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫」からの割り振り (上限 : /22)

2011年4月より割り振り



IP指定事業者

「JPNICに返却済みIPv4アドレス在庫」からの割り振り (上限 : /22)

2014年7月より割り振り

IPv4アドレスの割り振り(～2019/07/03)

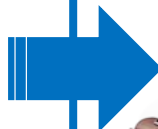
<https://www.nic.ad.jp/ja/topics/2019/20190408-01.html>

- /8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫(103/8)から、最大/23を割り振り
 - APNIC47での議論を経て3月より/22から/23に縮小
- 103/8とは別に、JPNICに返却済みのIPv4アドレス在庫から、最大/22を割り振り
 - APNICでは、IANAからの再割り振りアドレスを利用
 - ただし、在庫枯渇のため待機者リストを作成

Prop
127

「/8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫」からの割り振り (上限 : /23)

2011年4月より割り振り



IP指定事業者



「JPNICに返却済みIPv4アドレス在庫」からの割り振り (上限 : /22)

2014年7月より割り振り

IPv4アドレスの割り振り (2019/07/04~)

- /8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫(103/8)から、最大/23を割り振り
 - APNIC47での議論を経て3月より/22から/23に縮小
- 103/8とは別に、JPNICに返却済みのIPv4アドレス在庫から、最大/22を割り振り
 - APNICでは、IANAからの再割り振りアドレスを利用
 - ただし、在庫枯渇のため待機者リストを作成

Prop
129

「/8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫」からの割り振り (上限 : /23)

2011年4月より割り振り



IP指定事業者

「JPNICに返却済みIPv4アドレス在庫」からの割り振り (上限 : /22)

2014年7月より割り振り

AS番号割り当て基準(現在)

1. 自律ネットワークがBGP(Border Gateway Protocol)を利用して他の自律ネットワークとの間で外部経路制御情報を交換すること。
2. 自律ネットワークの外部経路制御ポリシーが、他のいかなる自律ネットワークに委ねても実現が困難な、固有のものであること。典型的には、他の一つの自律ネットワークのみと接続するのではなく、複数の自律ネットワークとの間でBGPにより接続し、外部経路制御情報の交換を行うこと。
3. 上記の条件1、2を、3ヶ月以内に満たす予定であること。
4. 歴史的PIアドレスを運用するネットワークにAS番号割り当てを希望しており、上記の条件3を満たすことができない場合には、将来、上記の条件1、2を満たす意志があること。

AS番号割り当て基準(今後)

Prop
128

1. 自律ネットワークがBGP(Border Gateway Protocol)を利用して他の自律ネットワークとの間で外部経路制御情報を交換すること。
2. 自律ネットワークの外部経路制御ポリシーが、他のいかなる自律ネットワークに委ねても実現が困難な、固有のものであること。典型的には、他の一つの自律ネットワークのみと接続するのではなく、複数の自律ネットワークとの間でBGPにより接続し、外部経路制御情報の交換を行うこと。
3. 上記の条件2を満たすことができない場合には、他の自律ネットワークとの間でBGPにより相互接続を行い、外部経路制御情報の交換を行う必要性を証明できること。
4. 上記の条件1および2、または1および3を、3ヶ月以内に満たす予定であること。